

●香川県告示第251号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成25年5月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 中土指道 第1号
- 2 指 定 年 月 日 平成25年4月24日
- 3 指定道路の位置 丸亀市土器町東7丁目641番1及び663番2
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.24メートル
延長 41.02メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。